

各地区連合自治会・町内会 会長様

共同募金会旭区支会  
支会長 中野 保弘

ゆうちょ銀行を利用した現金での払込みにかかる加算料金  
並びに 共同募金（封筒募金）の払込について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本会事業へのご理解・ご支援をいただき心より感謝申し上げます。

さて、現在、共同募金の払込について、区社協窓口へのご持参、またはゆうちょ銀行での「払込料金加入者負担」（料金受取人負担）の払込取扱票による払込みをお願いしているところですが、令和 4 年 1 月 17 日（月）から、ゆうちょ銀行での現金でお支払いの場合下記のとおり料金が加算されることとなります。

(1) 払込み料金の加算

窓口や ATM での払込みにあたり、現金でお支払いの場合には、1 件ごとに料金 110 円が加算され、払込の際に支払う必要があります。

(2) 硬貨取扱料金の新設

払込みにあたり、窓口へ貨幣を持ち込む場合、枚数に応じた料金がかかります。

硬貨枚数	料金
1～50 枚	無料
51～100 枚	550 円
101～500 枚	825 円
501～1,000 枚	1,100 円 (以降 500 枚毎に 550 円加算)

共同募金（封筒募金）の払込は、令和 3 年 9 月にご依頼した「令和 3 年度共同募金運動の実施に伴う戸別募金（封筒募金）への協力について（お願い）」にも記載のとおり、募金の受付を令和 4 年 1 月 14 日（金）までとしております。以降は上記加算が発生しますので、期日までに払込みいただきますよう 10 月末時点で未納の自治会・町内会会長様宛に同内容のお願いをお送りいたしますのでご承知おきください。

なお、加算に対する次年度以降の対応は現在中央共同募金会・県共同募金会にて検討中です。

【問い合わせ】

共同募金会旭区支会  
電 話 392-1123  
梅崎・樋野